

基本目標4

すべての世代に配慮された社会保障の充実

4-1 子どもから高齢者までの地域包括ケアシステム（ケアタウン）の充実

現況と課題

【地域福祉サービス】

- 町民一人ひとりが主体となり、地域の絆やつながりを大切にしながら町民や団体、行政や関係機関が連携し、共に支え合い、助け合う住みよいまちづくりを推進することが重要です。
- 地域の支えあいを推進する「生活支援コーディネーター」は現在、社会福祉協議会に1名在籍していますが、人数の不足が課題です。
- 地域福祉サービスにおける、民間事業者の活用を検討する必要があります。

【生活支援】

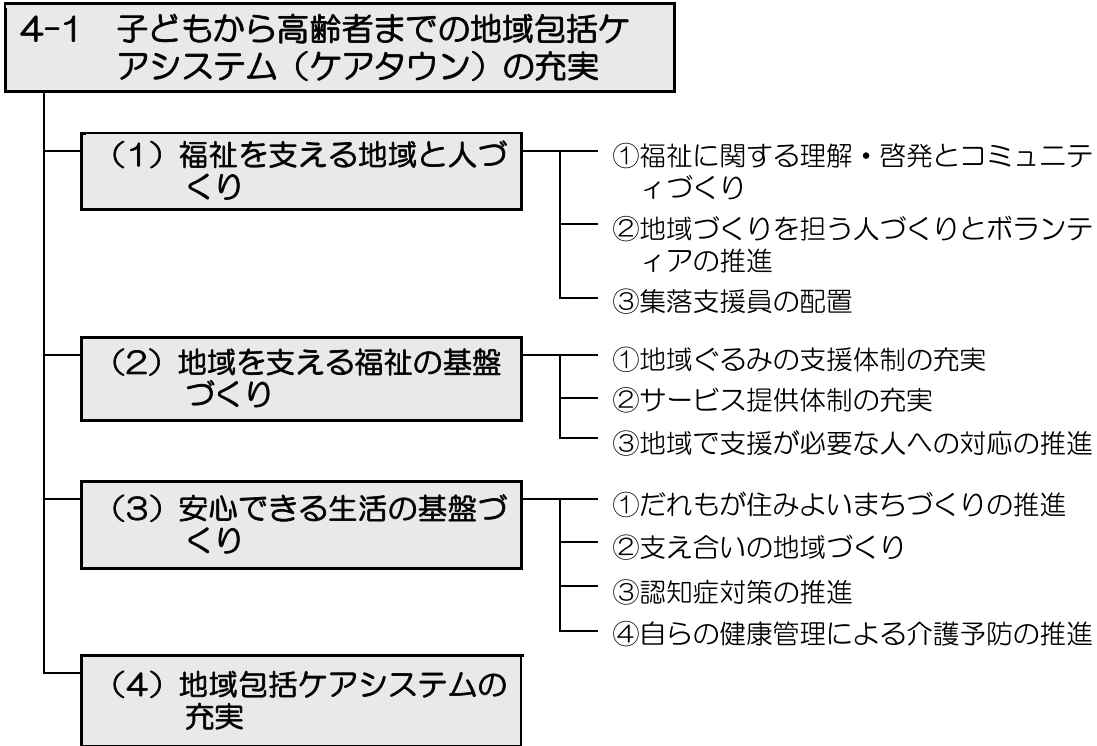
- 要介護となる原因は、多岐にわたりますが、高齢による衰弱が最も多く、次いで「関節の病気」や「骨折・転倒」でした。
- 地域包括ケアシステムとして、関係機関との連携により、相談からつながった個別支援を積極的に進めています。
- 在宅における療養を希望された方の看取りも在宅医療・介護チームにより進められています。
- 平成28年度のアンケート調査によると、介護する上での不安については、認知症の対応が31.9%と高く、一般高齢者の半数近くが物忘れを感じていることから、認知症対策の拡充が必要です。
- 単身高齢者世帯・高齢者のみの世帯は、生活機能の低下が課題となり、生活支援について対策を拡充する必要があります。
- 高齢となり、疾病を治療しながらであっても、自分らしく生きていけるような地域づくりを目指して、地域や団体、行政が連携して取り組むことが求められます。

【地域包括ケアシステム】

- 本町は国民健康保険町立小鹿野中央病院（以下「小鹿野中央病院」）と保

- 健福祉センターを核とした地域包括ケアシステムを推進しています。
- 保健・医療・福祉・介護サービスが切れ目なく、一体的に提供される体制を構築し、関係機関の総合的な連携を図っています。
 - 秩父地域 1 市 4 町や圏域内の医療機関、特に町内の開業医療機関や福祉事務所、ボランティア、各地区などと連携を強化しています。

施策の体系



施策の内容

(1) 福祉を支える地域と人づくり

①福祉に関する理解・啓発とコミュニティづくり

- 地域のつながりの強化や地域活動への町民の参加が不可欠であることから、町民が共に支えあう地域福祉社会づくりのため、地域で福祉を支える意識の高揚を図り、豊かなコミュニティづくりを促進します。
- 地域住民のふれあいを大切にし、助け合いの習慣を維持・継承させるため子育てや青少年健全育成、高齢者の健康づくりなどに関する地域住民の自主的活動を支援します。

②地域づくりを担う人づくりとボランティアの推進

- 社会福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会と連携してボラン

ティアの育成に努め、講座や講習会、研修などを計画的、積極的に実施します。

③集落支援員の配置

- 各地域の困りごとなどに対応するとともに、そうした世帯や地域と行政機関等とのパイプ役を担い、地域の自主的な活動を推進する集落支援員の配置に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

(2) 地域を支える福祉の基盤づくり

①地域ぐるみの支援体制の充実

- 町民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、地域包括ケアシステムを推進します。
- 地域福祉の主要な担い手である民生・児童委員の活動への支援や、生活支援コーディネーターなどの増員を推進していきます。
- 地域包括支援センターによる、支援が必要な高齢者等への総合相談・権利擁護の充実を図ります。

②サービス提供体制の充実

- 多様なサービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、相談体制及び福祉サービス提供体制の充実に努めます。
- 将来に向けて、質の高いサービスを提供するため、民間サービス事業者との連携を保つとともに、人材養成と人材確保による、サービス内容の向上を目指します。

③地域で支援が必要な人への対応の推進

- ひとり親家庭については、関係機関の連携により就労支援や生活全般の相談支援体制の充実に努めます。
- 低所得者、生活困窮者への支援については、民生・児童委員、社会福祉協議会、県やハローワークと連携し、生活の安定や就労支援など自立支援に向けた活動を推進します。
- 個々の状況に沿った社会保障制度の適用を図るとともに民生・児童委員等との協働による相談支援活動、心身両面のケア、共助・公助の仕組みを活用した生活支援等を推進します。

③ 安心できる生活の基盤づくり

① だれもが住みよいまちづくりの推進

○高齢者や子ども、障害者等の視点に立ち、だれもが安心して利用できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めるとともに、安心して暮らすことのできる居住環境の整備を図ります。

② 支え合いの地域づくり

○一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に対応できるよう見守り体制強化に努め、社会福祉協議会等との連携により、自らが支援や地域づくりの主体となれるよう、人材育成や組織化支援など「仕組みづくり」を重視した活動を進めます。

③ 認知症対策の推進

○認知症に関する医療連携体制を活用するとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるために、認知症に対する理解を深め、支え合いの地域づくりを進めます。

④ 自らの健康管理による介護予防の推進

○若い世代からの疾病予防や生涯を通じた健康づくりを促進します。また、町民が主体的に行う「こじか筋力体操」や、介護予防を目的とした支援の充実を図ります。

○歳を重ねても、介護や支援に頼るだけでなく、自ら予防し、自分なりに自立した生活を送る幸せを感じることでできる生き方の実践などの意識付けを進めます。

④ 地域包括ケアシステムの充実

○小鹿野中央病院と保健福祉センターを核として、地域の医療機関や福祉事業者、ボランティアなど関係機関と連携し、地域包括ケアシステムを充実させます。

○健康増進や生きがいづくり、生活習慣病等の予防や健康増進対策等、町民と一体となって取り組み、誰もが健康で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。



指標

■地域福祉施策の指標

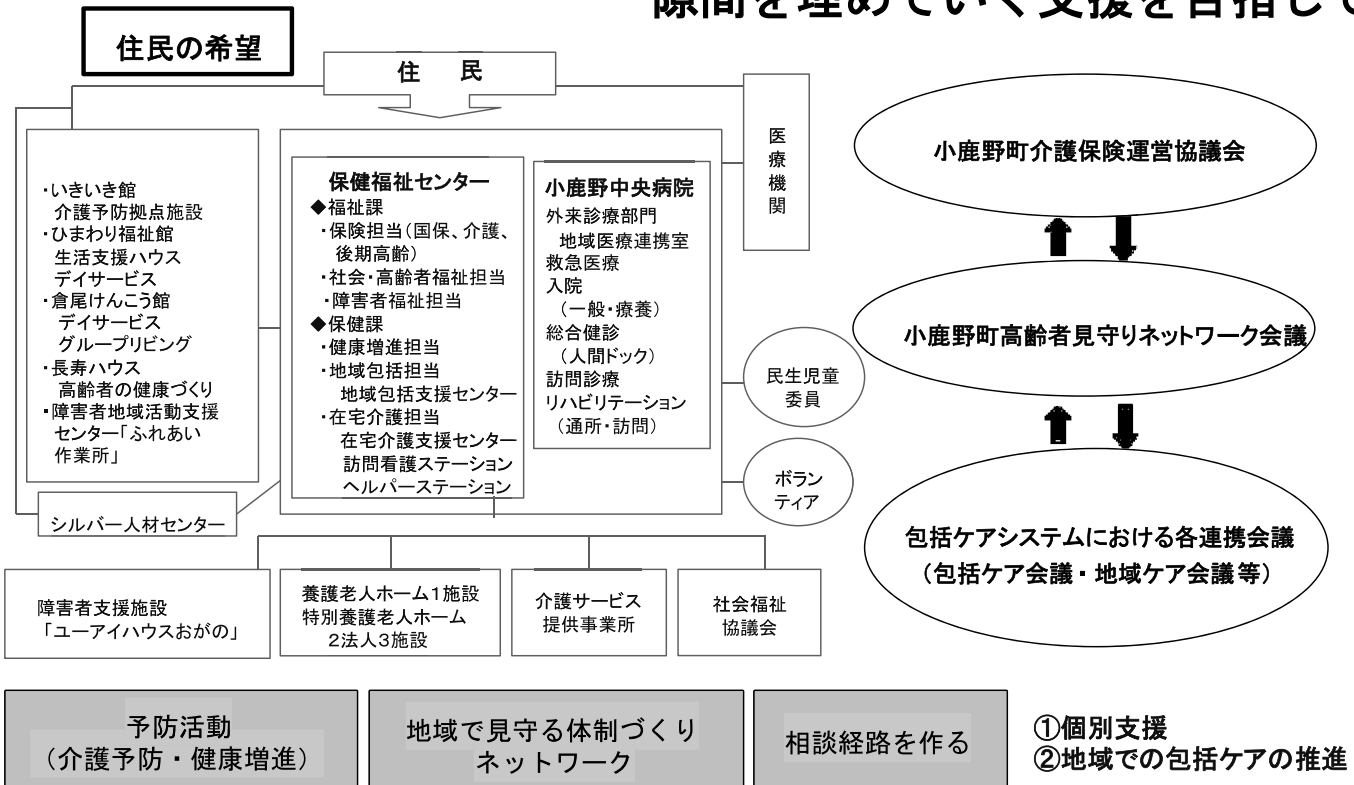
区分	基準年度 (2017年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
ふれあいいいききサロンの開催状況	51回		61回
認知症サポーター養成者数	1,487人		2,000人
こじか筋力体操実施状況	13か所		18か所

(資料：福祉課調)

図 地域包括ケア概念図

想いと組織で関わる地域包括ケアシステム

「個々を支える」「みんなで考える」「つなげる」
隙間を埋めていく支援を目指して



4-2 子育て支援の充実

現況と課題

- 平成29年度に子育て世代包括支援センター「ほっとママステーション」を保健課に開設し、平成30年度から子育て包括支援室として住民課に移設しました。
- 母子手帳交付から始まる妊婦訪問事業等に加え、出生届に保健師が立ち会うことで、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を実施しています。
- 母子保健法に基づく新生児訪問と、児童福祉法に基づく生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。
- 乳幼児健診として、3・6・9・12か月健診、1歳6か月健診・2歳児健診、3歳児健診を実施しており、平成30年度から5歳児健診を行っています。
- 子育て支援金やこども医療費など、子育て家庭を応援する助成を積極的に実施しています。
- 核家族化の進行や生活様式の多様化などで、子育てに悩む若い保護者が増えています。
- 出生数の減少により、子どもの社会性を育む子ども同士の交流の機会の減少、育児の孤立化を招きやすい状況にあります。
- 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築が求められます。

■保育所・保育園及び幼稚園の状況

区 分				平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
乳幼児数（0～6歳）				637	604	562	500	462
保育所・ 保育園	公 立	小鹿野 両 神	定 員	100	100	100	100	100
			入所児数	112	118	113	116	120
	私 立	ひまわり 管 外	定 員	60	60	60	60	60
			入所児数	70	65	69	72	64
	計			252	256	247	251	246
幼 稚 園	公 立	小鹿野	定 員	160	160	160	160	160
			入所児数	102	86	104	87	72
		三田川	定 員	120	120			
	両 神	入所児数	17	16				
計			105	105				
計			23	22				
計				142	124	104	87	72

（資料：住民課、学校教育課調）

施策の体系

4-2 子育て支援の充実

(1) 子育て環境の整備

- ①子育て支援体制の拡充
- ②ひとり親家庭への支援
- ③子どもの遊び場整備
- ④要保護児童対策
- ⑤助成・手当の周知
- ⑥子ども・子育て支援事業計画の策定
- ⑦乳幼児健診をとおしての連携

施策の内容

(1) 子育て環境の整備

①子育て支援体制の拡充

- 子育てに関する相談対応や子育て中の仲間づくりの支援、妊娠・出産・子育てに関する講座などにより、保護者の育児力の向上を図ります。
- 子どもの発達について、専門職による相談や療育支援を充実していきます。
- 放課後児童対策やの子育て支援体制の拡充を図ります。
- 「子育て世代を、住民をはじめとした地域全体で支援する」という心構えを共有できるような取り組みを推進します。
- 病児・病後児保育の整備について、民間医療機関と連携を図りながら検討を進めます。

②ひとり親家庭への支援

- 関係機関との連携強化による保育所入所や就労支援など、生活全般にわたりひとり親家庭への相談支援体制の充実を図ります。

③子どもの遊び場整備

- 従前の児童公園ではなく子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことの出来る遊び場としてプレイパーク等を検討します。
- 各児童公園にある遊具の維持管理を徹底し、老朽化した遊具は、整備や更新を図るなど安全対策を行います。
- 児童数減少地域における児童公園の整理統合についても、継続して見直しを実施します。

④要保護児童対策

○保健・福祉・医療・教育・警察などの各関係機関が連携する要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待などによる要保護児童の早期発見や適切な保護に努め、児童・家族への支援対策を推進します。

⑤助成・手当の周知

○町が実施している子育てに関する助成・手当を必要な人が確実に活用できるよう、おがの子育て支援ガイド・HP・広報などをとおして周知徹底を図ります。

⑥子ども・子育て支援事業計画の策定

○子ども・子育て支援法に基づく「第1期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、「第2期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、健全に育つ環境の整備に総合的に取り組みます。

⑦乳幼児健診をとおしての連携

○子どもの発育・発達や子育て環境を把握し、継続した支援ができるように関係機関と連携を図ります。



指標

■健康診断等の指標

区 分	基準年度 (2017年度)		⇒	目標年度 (2023年度)
	受診者数	受診率		受診率
3・6・9・12 か月児健診	164	98.0%		100%
1歳6か月児、2歳児健診	103	94.0%		95.0%
3 歳 児 健 診	57	95.0%		95.0%

(資料：保健課調)

4-3 高齢者福祉の充実

現況と課題

【高齢者福祉サービス】

- 今後、町の人口減少に伴い、高齢者福祉の支え手である生産年齢人口が大幅に減少していきます。
- 支え手の不足により、現状の高齢者等への福祉サービスの提供が困難になることが予想されるため、福祉サービスの民営化などの検討を行うことが必要です。
- 高齢者が自ら地域づくりの担い手として活躍することにより、いつまでも健康で生活できるよう、地域づくりを通じた健康づくりを促進することが必要です。

■高齢者福祉関連施設数（平成30年4月1日現在）

区分	施設数
養護老人ホーム	1か所
特別養護老人ホーム	2か所
指定居宅サービス事業所	8か所
居宅介護支援事業所	4か所
地域密着型事業所	3か所

（資料：福祉課調）

施策の体系

4-3 高齢者福祉の充実

(1) 社会福祉サービスの提供

- ①サービス民営化の検討
- ②サービス提供体制の充実
- ③福祉サービスの充実
- ④公共交通・移動支援の充実

(2) 社会福祉環境の整備

- ①バリアフリーのまちづくり
- ②生きがい・社会参加と交流の場づくり

施策の内容

(1) 社会福祉サービスの提供

① サービス民営化の検討

○高齢者等への福祉サービスの向上と効率化を図るため、民営化の検討を行います。

② サービス提供体制の充実

○社会福祉サービスの円滑な提供が一体的かつ包括的に実施できるよう、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や福祉事業者など関係機関との連携強化に努めます。

③ 福祉サービスの充実

○相談支援体制や福祉事業を充実させ、高齢者や障害者、要介護者世帯などへの支援に努めます。

○在宅での生活支援を行うため、一人ひとりの状態を考慮したホームヘルプやデイサービス、訪問看護、ショートステイなどの介護サービスの提供を推進し、引き続き利用者の状況に配慮したサービス内容となるように努めます。

④ 公共交通・移動支援の充実

○高齢者が利用しやすいよう、バス路線や乗り合いタクシーの改善に努めます。

○福祉有償運送（ハッピーパートナー）について、制度の周知に努め、利用促進を図ります。



(2) 社会福祉環境の整備

① バリアフリーのまちづくり

○高齢者や障害者が、安心して利用できるよう多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。

② 生きがい・社会参加と交流の場づくり

○高齢者の生きがいづくりや健康づくりの場を提供するため、老人クラブ会員を増やし、地域活動をはじめとした様々な事業への参加を促進することによって、高齢者の社会参画や地域の活性化を図ります。

○シルバー人材センター等、高齢者の就労の場の確保に向けた支援に努めます。

4-4 障害者福祉の充実

現況と課題

- 平成 30 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は 491 人、療育手帳所持者数は 124 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 87 人、指定難病等医療費助成受給者数は 102 人です。
- 平成 30 年度から第 3 次小鹿野町障害者計画及び第 5 期小鹿野町障害福祉計画・第 1 期小鹿野町障害児福祉計画に基づいた諸施策を実施しています。
- 平成 29 年度に小鹿野町手話言語条例を制定し、手話の普及に努めています。
- 障害者虐待の禁止、障害者差別の解消などの権利擁護、社会参加等に取り組むことにより、障害のある人もない人も身近な地域で共に支え合う共生社会の実現を目指します。

施策の体系

4-4 障害者福祉の充実

(1) 障害者にやさしいまちづくりの推進

- ①やさしいところのまちづくり
- ②生き活きと生活できるまちづくり
- ③すこやかに育むまちづくり
- ④生きがいのあるまちづくり
- ⑤安心・安全なまちづくり

施策の内容

(1) 障害者にやさしいまちづくりの推進

①やさしいところのまちづくり

- ノーマライゼーションの理念を町民が正しく理解できるよう、啓発・広報活動の充実、発達段階に応じた福祉教育、互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成などの充実を図ります。



②活き活きと生活できるまちづくり

○障害者が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、ホームヘルプ事業等の適切な福祉サービスを展開するとともに、放課後等デイサービス事業の実施も検討しながら、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図ります。

③すこやかに育むまちづくり

○障害の発生予防と早期発見について、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障害などの早期発見、継続的な支援を充実していきます。

○精神障害に対する理解を一層深めるとともに、県や医療機関、精神障害者を対象とした施設と連携して、地域での自立した生活の支援を図ります。

④生きがいのあるまちづくり

○障害者が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくため、一般雇用、福祉的就労など雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ります。

○障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。



⑤安心・安全なまちづくり

○障害者が地域で自立した生活を送り、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、ハード面の整備のほか、地域に住む人々の理解やサポートなどのソフト面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

○災害時における障害者の支援対策、地域における見守りなどの活動を推進します。

指 標

■障害者福祉施策の指標

区 分	基準年度 (2017年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
手話奉仕員の人数	9人		13人
放課後等デイサービス事業所の数	0事業所		1事業所

(資料：福祉課調)

4-5 保健・医療の充実

現況と課題

【保健】

- 2015年の65歳健康寿命は、男性16.87歳、女性19.36歳で埼玉県と比較すると短くなっています。
- 2015年の死因別死亡順位は1位悪性新生物、2位心疾患、3位脳血管疾患となっています。
- 2015年の特定健康診査受診率は35.6%と増加傾向にありますが、埼玉県と比較すると下回っています。
- 健康寿命の延伸に向けて、正しい食生活習慣、運動習慣などによる健康管理の普及が大切です。
- 各行政区に置かれた健康サポーターの活動は、地域の健康づくりの支えになっています。今後も地区の状況に応じた活動と支援が必要です。
- 2018年3月に策定した「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、警察、消防など様々な分野の機関や団体との連携を図りながら、自殺対策の諸施策を実施しています。

【医療】

- 昭和28年に開設された小鹿野中央病院は、本町はもとより西秩父地域の広域的な地域医療を支える拠点として、また、入院設備のある病院として役割を担っています。
- 小鹿野中央病院が地域医療の拠点であり続けるため、計画的な医療設備の整備・更新、医療内容の充実などが求められます。
- 今後の医療の充実や地域医療を支えていくためには、医師をはじめとした医療従事者の安定的な確保が必要です。
- 町民が「いくつになっても生き生きと元気で生活でき、病気や要介護になっても安心して暮らす」ためには、県の医療機関、大学医療機関との業務提携や民間医療機関との連携により広域的な医療体制の推進や、初期（一次）・二次・三次救急の連携による救急医療体制の充実を図ることが重要です。
- 経営効率化にも積極的に取り組み、小鹿野中央病院をこれからも西秩父地域の医療拠点として存続させていくことが重要です。



■小鹿野中央病院の医師数の推移（各年度末現在）

区 分		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
病 床 数	（床）	95	95	95	95	95
医 師 数	正規職員	5	6	6	8	7
	臨時・パート	23	25	23	20	21
	計	28	31	29	28	28
看護師・看護 助手・介護 士・介護助手	正規職員	55	54	53	48	46
	臨時・パート	36	30	31	36	37
	計	91	84	84	84	83
入院患者（年間延べ数）		30,062	28,204	29,668	29,411	27,920
外来患者（年間延べ数）		44,472	43,501	41,827	40,544	39,988
一日平均 患者数	入 院	82	77	81	80	76
	外 来	167	164	157	151	149

（資料：小鹿野中央病院調）

施策の体系

4-5 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

- ①健康寿命の延伸
- ②地域ぐるみで進める支え合いの健康づくりの促進
- ③こころの健康づくりの拡充

(2) 医療環境の充実

- ①広域医療体制の充実
- ②救急医療体制の充実
- ③医療設備の整備・更新
- ④総合健診センターの充実
- ⑤人材の確保と育成
- ⑥医師の確保
- ⑦経営改善への取り組み
- ⑧地域の理解への取り組み
- ⑨地域医療体制の充実
- ⑩リハビリテーションの充実

施策の内容

(1) 健康づくりの推進

①健康寿命の延伸

- 疾病予防や早期発見のため、特定健康診査、人間ドック、がん検診の受診率向上と保健指導による生活習慣病重症化予防の推進を図ります。
- 健康づくりを中心とした講演会やヘルスアップ事業の充実を図ります。
- 生活習慣病予防及び重症化予防を目的とした教育や健康相談を積極的に実施します。
- 運動指導の充実を図り、運動習慣の普及を図ります。
- 若い世代を中心とした望ましい食に関する知識や意識を高める教育を推進します。
- 全世代をとおしての小鹿野町の食文化を大切にした減塩対策やバランスの良い食生活の普及を図ります。
- 一人ひとりの生活状況に合わせ、関連機関との連携を図りながらの相談・支援の充実を図ります。
- 高齢になっても住み慣れた地域で健康で生活できるよう、介護予防を推進し、また介護が必要な状態になっても重症化を防ぎ、自立した生活を目指せるよう進めます。



②地域ぐるみで進める支え合いの健康づくりの促進

- 地域の状況に合った健康サポーター活動の促進を図ります。
- 社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図りながら、必要に応じた支援を実施します。



③こころの健康づくりの拡充

- 「いのちを支える自殺対策計画」による、自殺予防の理解促進と環境整備、相談事業・支援体制の充実を図ります。

(2) 医療環境の充実

①広域医療体制の充実

- 県の医療機関、大学医療機関などとの業務提携により、迅速、的確な対応ができるよう、今後も連携強化に努めます。
- 秩父地域の病院や診療所、秩父郡市医師会との連携推進により情報交換や技術交流などを密接に行い、広域医療体制の充実を図ります。

②救急医療体制の充実

- 病院勤務医不足という課題の中、救急医療体制維持のため、秩父地域の医療機関全体が協力していく体制を整備します。
- 小鹿野中央病院は、初期（一次）救急の役割を更に担うことで、秩父地域における救急指定病院として救急医療体制の充実を図ります。また、社会情勢に対応した病床の見直しを検討します。

③医療設備の整備・更新

- 医療ニーズに対応した設備の整備や更新を計画的に推進します。

④総合健診センターの充実

- 人間ドックや各種健診は、病気や生活習慣病を早期に発見し、早期治療に結びつけ、地域住民の健康保持、増進に役立っています。今後も検査内容の充実を図るとともに、利便性の向上に努めます。

⑤人材の確保と育成

- 医療の充実や地域医療を支えていくために、優秀な人材の確保や配置に努めます。
- 医療安全、感染対策、接遇等様々な研修会への参加などにより資質向上に努め、利用者から信頼されるスタッフの育成を推進します。

⑥医師の確保

- 地域医療を確保しつつ、利用者から信頼される病院づくりを推進するため、秩父地域をはじめとする関係医療機関や県の協力を得ながら医師の安定的な確保に努めます。
- 就学資金貸付制度のほか、総合診療専門医養成プログラム「ちちぶ」等の活用により、医師の確保を図ります。

⑦経営改善への取り組み

- 経営面での対策について、長期的な視点から計画的に改善を図るとともに、経営の効率化、経営形態について見直す必要があります。
- 職員一人ひとりが現状の経営状態を認識することで、経営に対する意識改革を図ります。

⑧地域の理解への取り組み

- 地域医療の拠点として、また、入院設備のある病院として小鹿野中央病院が果たしてきた役割は大きく、その位置付けはこれからも変わりません。
- 経営は厳しい状況ですが、いつまでも元気で、安心して暮らしていけるように、地域の病院としてこれからも役割を果たしてくよう努めます。

○地域へ出向き実施する「出前講座」や「町立病院だより」等をとおり、
 予防医療の理解促進に努めます。

⑨地域医療体制の充実

○今まで本町が取り組んできた予防医療や地域包括ケアシステムの内容を
 更に充実させていくとともに、保健や福祉の事業と協働し、地域の暮らし
 そのものを支える役割を果たしていきます。

⑩リハビリテーションの充実

○入院や外来患者のリハビリテーションをはじめ、居宅サービスにおける
 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション事業の一層の充実を
 図ります。



指 標

■健康診断等の指標

区 分	基準年度 (2017年度)		⇒	目標年度 (2023年度)
	受診者数	受診率		受診率
特 定 健 康 診 査	942	36.6%		48.0%
胃 が ん 検 査	316	11.9%		12.0%
子 宮 頸 が ん 検 査	370	18.4%		20.0%
乳 が ん 検 査	359	23.2%		25.0%

(資料：保健課調)

基本目標5

快適で安心して暮らせる環境の整備

5-1 地域整備と公共施設の有効活用

現況と課題

【土地利用】

- 秩序ある土地利用を推進するために、国土利用計画法や土地利用関係法令の適切な運用を図りながら、総合的な土地利用の促進が重要となります。
- 土地利用の円滑な推進を図るため、引き続き計画的に地籍調査を行って行くことが必要です。

【公共施設の有効活用】

- 公共施設については、「小鹿野町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的な管理を実施しています。
- 空き公共施設の利活用を促進するべく、平成30年度から専任職員を配置し、「小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会」を組織しました。
- 平成27年度に閉校した中学校3校や旧バイクの森おがのなど、本町は空き公共施設を多く抱えています。
- 空き公共施設の利活用方法を多角的な視点から検討することが求められます。

施策の体系

5-1 地域整備と公共施設の有効活用

(1) まちの特色を活かした土地利用の推進

- ①都市計画の推進
- ②地籍調査の推進
- ③開発行為の規制・制限
- ④ゾーン計画

(2) 公共施設の有効活用

施策の内容

(1) まちの特色を活かした土地利用の推進

①都市計画の推進

○都市計画区域内では、都市計画法や関係法令の適切な運用を図りながら、無秩序な開発等を規制するとともに、現状に合わせた計画的な土地利用の推進を図ります。

②地籍調査の推進

○地籍の情報は、明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、地積が不正確であったり、現地との食い違いが見られることなどにより、土地に関わる多くの行政活動等に支障をきたしています。

○今後も円滑な土地利用の推進を図るため、地籍調査を継続して実施します。

③開発行為の規制・制限

○無秩序な土地の開発は、健全な土地利用にとって大きな障害となるものです。

○都市計画法等の関係法令を遵守するとともに、「小鹿野町開発行為に関する指導要綱」の適正な運用に努め、開発行為の適正な施行を確保します。

○土地の埋立て事業に関しては、「小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」により、適正な運用を図ります。

④ゾーン計画

○各地域の特色を活かした振興地域を定め、地域振興や施設の活用等を推進します。

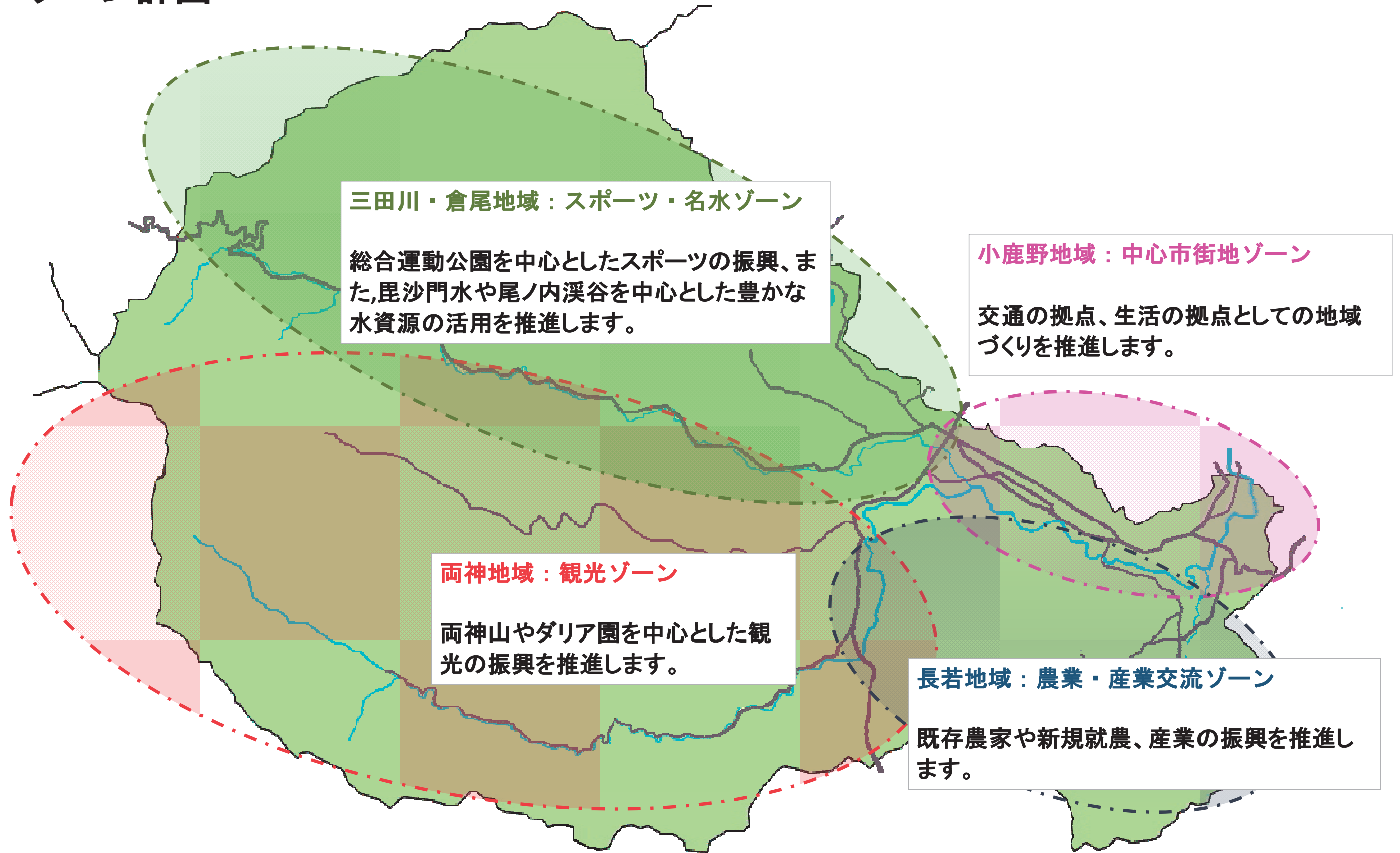
小鹿野地域	： 中心市街地ゾーン
長若地域	： 農業・産業交流ゾーン
三田川・倉尾地域	： スポーツ・名水ゾーン
両神地域	： 観光ゾーン

(2) 公共施設の有効活用

○引き続き「小鹿野町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設保有量の適正化や、既存施設の長寿命化など、効率的・効果的な管理運営を推進します。

○空き公共施設の適切な利活用方法を検討、推進します

ゾーン計画



5-2 道路・公共交通

現況と課題

【道路整備】

- 住民生活の向上と産業振興を図るため、国道 140 号のバイパスとなる西
関東連絡道路について、秩父市蒔田地区までの「皆野秩父バイパス」が
全面開通しました。
- 本町は、国道 299 号が東西に走り、これに県道や主要な町道が結ばれる
形で幹線道路網が形成され、これらの道路網を補完するように町道等が
張りめぐらされています。
- これらの道路は改良が必要な部分も多く、整備が追いついていない状況
です。また、山間部における道路整備については、住民生活の向上など
のため、早急な対策を要する箇所も少なくありません。
- 西関東連絡道路の整備が進んできていますが、本町発展のためにも、小
鹿野地域への延伸を早期に実現することが重要です。
- 今後も、生活道路や幹線道路を誰もが安全・快適に利用できるよう、橋
梁等の定期点検を実施するほか、改良や舗装等の整備を計画的に推進し
ていくことが必要です。

【公共交通】

- 現在、本町の公共交通は、町営バス 3 路線、民営バス 3 路線及びデマン
ド型乗合タクシーにより構成されています。
- バスの利用者数は近年減少傾向にありますが、子どもたちの通学手段と
して、また、高齢者を中心とした買い物や通院等の生活手段として、大
切な役割を果たしています。
- 町営バスについては、懸案であった重複路線の解消や利便性の向上を図
るため、5 路線から 3 路線への統廃合の実施、ゾーン制運賃の導入、ま
た、両神温泉薬師の湯停留所をバスターミナルとして整備しました。
- 町営バスの再編実施に合わせ、公共交通空白地域の解消を進めるため、
デマンド型乗合タクシーの運行を開始し、生活手段の確保や地域の活性
化を図りました。
- バスは、乗用車などに比べ 1 人当たりの移動に要する二酸化炭素の排出
量が少ないことから、引き続き利用環境の改善に努め、利用促進を図
ることが重要です。
- バス、タクシーとも運転手の確保が難しくなり、今後、サービスの維持

が難しくなることが予想されます。

○町の公共交通については、今後も利便性の向上を図りながら、維持、改善に努めていくことが必要です。

■道路の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		路線数	道路実延長	改良率	舗装率
国	道	1本	27.07 km	85.9%	100.0%
県	道	8本	55.08 km	63.8%	100.0%
町	1 級	14本	23.42 km	92.5%	98.8%
	2 級	26本	25.26 km	62.7%	95.4%
	そ の 他	704本	173.21 km	24.5%	61.8%
	計	744本	221.89 km	—	—
合 計		753本	304.04 km	—	—

（資料：建設課調）

指 標

■公共交通機関の指標

区 分		基準年度（2017年度）		目標年度（2022年度）	
		運行距離	運 行 回 数	運行距離	運 行 回 数
町営バス	日向大谷口～三峰口	19.00 km	7 回	適宜、検討・見直しを行う。	
	白井差口～小鹿野	19.40 km	6 回		
	薬師の湯～西武秩父駅	18.60 km	5 回		
西武観光バス	小鹿野～坂 本	16.75 km	5 回	16.75 km	5 回
	小鹿野～長 沢	17.05 km	5 回	17.05 km	5 回
	栗 尾～秩 父 小鹿野～秩 父	18.80 km 16.50 km	栗 尾→秩 父 10 小鹿野→秩 父 13 秩 父→栗 尾 10 秩 父→小鹿野 13	18.80 km 16.50 km	栗 尾→秩 父 10 小鹿野→秩 父 13 秩 父→栗 尾 10 秩 父→小鹿野 13
タクシ-秩父交通	<運行区域> 下小鹿野、小鹿野、伊豆沢、長留、般若及び薬師の湯の間	<運行便数> ・1便 8：00～9：00 ・2便 10：00～11：00 ・3便 13：00～14：00 ・4便 15：30～16：30		適宜、協議を行う。	

（資料：おもてなし課調）

施策の体系

5-2 道路・公共交通

(1) 幹線道路の整備促進

- ①「長尾根のトンネル化」の整備促進
- ②「仮称：国道 140 号秩父小鹿野バイパス」の延伸
- ③国道 299 号の整備促進
- ④県道小鹿野影森停車場線の整備促進
- ⑤県道皆野両神荒川線の整備促進
- ⑥国県道の整備促進

(2) 生活道路整備の推進

- ①町道整備の推進
- ②町道の安全対策の推進
- ③橋梁・トンネル整備の推進

(3) 公共交通の充実

- ①公共交通の利便性向上
- ②バス路線の充実
- ③施設整備及び適正車両での運行
- ④町営バス経営の改善

施策の内容

(1) 幹線道路の整備促進

①「長尾根のトンネル化」の整備促進

○町民の通勤・通学や生活の利便性を向上させるため、秩父市の県道秩父停車場秩父公園線を延伸して国道 299 号に直結できるよう、長尾根のトンネル化について、早期の整備促進を図ります。

②「仮称：国道 140 号秩父小鹿野バイパス」の延伸

○本町を経て秩父市荒川に至るまでの区間「仮称：国道 140 号秩父小鹿野バイパス」の延伸と、長留松井田地内における国道 299 号へのアクセス道等についての整備促進を図ります。

③国道 299 号の整備促進

○国道 299 号については、三山地内の改良や歩道設置など未改良区間について、早期の整備促進を図ります。

④県道小鹿野影森停車場線の整備促進

○小鹿野原町交差点から長若を経由し、秩父鉄道影森駅までを結ぶ県道小鹿野影森停車場線は、国道 299 号とともに本町と秩父市を結ぶ主要道路です。

○通勤・通学をはじめ、生活道路として重要な路線であり、また、歩道未

整備区間や交通事故が多発している箇所もあることから、早期の整備促進を図ります。

⑤ 県道皆野両神荒川線の整備促進

○ 両神小森を通り、国道 140 号につながる主要地方道の県道皆野両神荒川線における秩父市古池地区周辺の早期開通を促進します。

○ また、両神薄美女ヶ平交差点は、県道 2 路線と町道が複雑に交差するとともに、歩道がなく交通事故も多発し危険性の高いことから、整備促進を図ります。

⑥ 国県道の整備促進

○ 本町を通過する国県道はもとより、本町と結ばれている秩父地域内や県内外の路線について、歩道設置や全線二車線化等の未改良区間の整備促進が早期に図られるよう、関係市町村と連携し、積極的に要望活動を行います。



(2) 生活道路整備の推進

① 町道整備の推進

○ 国県道の整備促進に併せ、地域要望の多い町道の整備を推進します。特に、狭隘な生活道路の拡幅や舗装、道路側溝等の整備を推進するとともに、主要路線の計画的な整備を推進します。

② 町道の安全対策の推進

○ 生活道路利用者の安全を確保するため、道路照明灯やカーブミラーの設置・修繕など、交通安全施設の整備を推進します。

③ 橋梁・トンネル整備の推進

○ 町が管理する橋梁の多くが、架設後 30 年以上経過しており、老朽化が進行していますが、橋梁点検及びトンネル点検を定期的に行い、利用者が安全で安心して通行できるよう計画的に修繕整備に取り組みます。



(3) 公共交通の充実

①公共交通の利便性向上

- 民営バス、町営バス、デマンドタクシー、福祉有償運送に加え、スクールバスを含めた公共交通全般が有機的に結合し、利便性の高い体系となるよう努めます。
- 山間地域の高齢者、児童・生徒など交通弱者の支援のため、子育て支援や福祉と一体となった施策の充実を図ります。
- 民営バス、町営バス、デマンドタクシーなど公共交通の利用者増加に努めます。
- ICT を利活用した新たな公共交通施策について調査・検討を進めます。
- 地域における自主的な公共交通対策を検討します。

②バス路線の充実

- 町営バスは交通安全に配慮しながら、ダイヤの見直しやバス停の設置箇所などの改善を図り、より利用しやすくするための環境整備に努めます。
- 町民や観光来訪者の利便性の向上が図られるよう、町営バス両神温泉薬師の湯バスターミナル及び民営バス小鹿野町役場前停留所を路線中継の主要停留所として、また、観光の基点として更なる充実を図ります。
- 高齢者や子ども、学生、障害者をはじめ誰もが利用しやすいよう、今後もバス路線の改善・充実に努めます。
- 引き続き民営バスの路線維持を支援します。

③施設整備及び適正車両での運行

- 町営バス停留所やバスターミナルなど施設の適正な維持管理、整備に努めます。
- 高齢者や子ども、障害者にとって利用しやすく、また、路線に適応した車両での運行を推進します。

④町営バス経営の改善

- 町営バスの民間委託や民営化について検討し、サービスの向上や運行維持を確保しつつ、経営や運行の最適化を図ります。
- バス運転手による観光情報の提供など、サービスの向上に努めます。

5-3 生活環境の充実

現況と課題

【生活排水・し尿処理対策】

- 赤平川流域生活排水対策重点地域の指定に基づき、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。
- くみ取り式便槽及び単独処理浄化槽が、まだ多くの家庭で利用されているため、合併処理浄化槽への転換設置を推進していますが、更なる普及促進が必要です。
- 衛生センターは建設後 25 年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、計画的な改修が必要です。
- 秩父地域の3か所のし尿処理施設について、処理効率・稼働率の向上及び経費の縮減を図るため、「ちちぶ地域し尿処理事業広域化検討委員会」を組織し検討を行っています。

【環境保全】

- 本町のごみ処理は秩父広域市町村圏組合によって行われています。
- 学校教育での秩父広域市町村圏組合のごみ処理場見学など環境教育を積極的に実施しています。
- ごみの排出量は減少傾向にありますが、引き続き町ぐるみでごみの減量化や資源のリサイクルに取り組むことが重要です。

【情報化の推進】

- 高度情報化の進展により、携帯電話でもインターネット利用が可能となり、スマートフォンやタブレットがあればいつでもどこでも必要な情報にアクセスし簡単に利用できる環境になりました。
- 現在、一部地域で光ファイバーインターネットが使用できないほか、携帯電話の通信品質の悪い地域があるなど地域間格差が残っています。

施策の体系

5-3 生活環境の充実

(1) 生活排水・し尿処理対策

- ①生活排水処理対策の推進
- ②し尿処理対策の推進
- ③し尿処理施設の統合の検討

(2) 環境保全

- ①適切なおみ処理の推進
- ②環境教育の推進

(3) 情報化の推進

- ①携帯電話の通話品質と通信速度向上の促進
- ②光ファイバーインターネット網の整備促進
- ③地上波デジタルテレビ視聴対策の推進

施策の内容

(1) 生活排水・し尿処理対策

①生活排水処理対策の推進

○赤平川流域生活排水対策重点地域の指定に基づき、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するとともに排水路の整備を推進し、環境保全に努めます。

②し尿処理対策の推進

○くみ取りトイレや単独処理浄化槽を利用している家庭のし尿処理対策として、高性能合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な維持管理が行われるよう指導の徹底を図ります。

○町内の公衆トイレや公共施設は、合併処理浄化槽が整備されていないものも多くあります。今後も環境衛生の改善等を図るため、公衆トイレの整備や公共施設への高性能合併処理浄化槽の整備を図ります。

○建設後25年以上が経過した衛生センターを維持管理し、し尿や浄化槽汚泥等を効率的に処理するため、老朽化した施設の計画的な改修を行います。



③し尿処理施設の統合の検討

- し尿処理施設の老朽化に伴う改修費用の増大等を抑制するため、「ちちぶ地域し尿処理事業広域化検討委員会」にて、秩父地域の3か所のし尿処理施設について、統合も視野に入れた、処理効率・稼働率の向上及び経費の縮減方法を検討していきます。



(2) 環境保全

①適切なごみ処理の推進

- 資源ごみの分別収集やリデュース・リユース・リサイクル（3R）※の推進など、引き続きごみ排出量の減量化の啓発活動に努めます。
- 持続可能な開発目標（SDGs）に基づいた環境保全に努めます。

②環境教育の推進

- 学校教育や生涯学習での環境教育の推進を図ります。

(3) 情報化の推進

①携帯電話の通話品質と通信速度向上の促進

携帯電話やスマートフォンによる通話品質の悪い地域の改善や、通信速度の向上や無線LAN（Wi-Fi）環境整備が重要となるため、携帯電話事業者と連携した整備促進を図ります。

②光ファイバーインターネット網の整備促進

通信事業者と連携して、光ファイバーインターネットの利用できない地域の整備促進を図ります。

③地上波デジタルテレビ視聴対策の推進

将来に向けて、安定的なテレビ視聴ができるように努めるとともに、国・県への要望活動などを実施します。

※ 3R

環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。

指 標

■浄化槽処理人口等の指標

区 分	基準年度（2017年度）		⇒	目標年度 （2023年度）
	処理人口	普及率		
合併処理浄化槽	7,685人	64.5%	⇒	合併処理浄化槽 普及率 89.7%
単独浄化槽及び くみ取り	4,214人			

（資料：衛生課調）

■ごみ処理の指標

区 分	基準年度 （2017年度）		⇒	目標年度 （2023年度）
計 画 処 理 人 口	12,030 人		⇒	排出量 3,370 t
ご み 処 理 人 口	12,030 人			
可 燃 ご み	2,839.04 t			
不 燃 ご み	253.90 t			
紙 布（資源）	233.92 t			
カン・ビン（資源）	128.20 t			
ペットボトル（資源）	20.41 t			
排 出 量	3,475.47 t			

（資料：住民課調）

5-4 安心安全対策

現況と課題

【消防・防災対策】

- 平成 27 年 3 月秩父消防署西分署が完成し、本町の常備消防の充実が図られました。
- 本町の非常備消防機関である消防団については、若者の流出等により入団者が減少しています。
- 消防団維持のための団員確保などの対策が急務となっています。今後も予防消防に徹するとともに、防災・防火意識の徹底のため、引き続き啓発に努めていくことが重要です。
- 近年、大型台風や集中豪雨、豪雪などによる自然災害が各地で大きな被害を及ぼしており、これらの災害に対する対策と体制の整備が急務となっています。

【交通安全対策】

- 本町の交通事故発生率の低さは県内でもトップレベルで、平成 30 年 8 月には『交通死亡事故ゼロ 2500 日』を達成しました。
- 町民の日常生活における交通手段は、ほとんどが自家用車に頼らざるを得ない状況で、保有台数も年々増加しています。
- 「ウェルカムライダーズおがの」の活動によりオートバイの観光客が増えています。その分交通事故の危険性も増えています。

【防犯対策】

- 近年の生活様式や社会情勢の変化に伴い、振り込め詐欺やインターネットを悪用した犯罪などが発生しています。
- 本町の犯罪発生率は県内最下位レベルですが、犯罪の多様化により発生リスクは高まっています。
- 平成 28 年度には町内の全防犯灯のLED化が完了しました。
- 警察との連携強化や地域住民ネットワークによる防犯体制の確立が必要です。
- 熊などの野生動物による人的被害の恐れがあります。

■消防装備等の整備状況

区 分		平成 29 年度	
非常備消防	水槽付消防車	3台	
	小型ポンプ付水槽車	3台	
	小型ポンプ積載車	32台	
	指令車	1台	
	分団数	23分団	
	分団員数	定数 団員数	620人 545人
常備消防 (秩父消防署西分署)	消防車 救急車 広報車 職員数	2台 2台 1台 24人	
防火水槽等	消火栓	小鹿野地区 両神地区	275基 48基
	防火水槽 (40t 以上) 防火水槽 (20t~40t 未満)		304基 88基

(資料：総務課調)

■治山・治水の状況

区 分	平成 29 年度
急傾斜地崩壊危険地域	8か所 10.18ha
地すべり防止区域	2か所 14.23ha
砂防指定地	59か所
保安林指定地	4,570.00ha

(資料：建設課、産業振興課調)

施策の体系

5-4 安心安全対策



施策の内容

(7) 危機管理体制の整備

①非常時体制の整備

- 大規模な地震や台風、豪雪などによる災害発生時において、有効かつ迅速に対応できる非常時体制の整備と運用の充実に努めます。
- 必要に応じて小鹿野町地域防災計画の見直しを行います。

②災害対策施設の整備と安全な避難場所の確保

- 災害対策の中核となる役場庁舎や病院、学校などの公共施設や避難場所の整備に努めます。
- 指定した避難場所の保全を行い、安全な避難場所の確保に努めます。

③適正な避難誘導と被災者支援対策の検討

- 災害発生が予想される場合の適正な避難誘導に努めるとともに、災害弱者や要配慮者、被災者対策の検討を行います。
- 災害時の支援制度については、小鹿野町災害弔慰金の支給等に関する条例及び施行規則、小鹿野町災害見舞金支給要綱、被災者生活再建支援法などにに基づき、被災された方への支援を行います。
- 災害発生時に支援を要する方の、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行うとともに、避難行動要支援者個別の避難計画を作成し、関係部署や地域と連携して、避難に支援を要する方の避難誘導に努めます。

④非常時の通信網の確保

- 防災行政無線のデジタル化を行い、防災情報の確実な伝達に努めるとともに、通信品質の向上を図ります。
- 防災行政無線と J アラート、エムネットとの連携により、国等からの情報を迅速に町民に伝えるよう努めます。
- 災害情報発信方法の多重化を図るため、ちちぶ安心・安全メールの共同利用や携帯電話事業者の緊急通報メール、小鹿野町公式のソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用します。
- 災害情報の収集と避難情報の迅速な提供を行うため、国・県その他の自治体や電力事業者等との連絡体制を強化するとともに、通信事業者との連携による電話・携帯電話、インターネットなど情報通信網の確保に努めます。

⑤防災意識の普及、啓発

- 土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップにより町民へ周知するなど、日頃から防災意識の普及、啓発に努め、まちの防災力向上を目指します。

⑥業務継続計画の見直し

- 大規模な災害が発生した場合、役場業務を継続し、必要な住民サービスを提供するため、必要に応じ業務継続計画の見直しを行います。
- 新型インフルエンザ及び新感染症等が発生した場合、小鹿野町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるように、県や近隣市町村との緊密な連携を図ります。

(2) 消防・防災対策の推進

①非常備消防体制の維持

- 消防団の再編成や体制の見直し、設備強化などにより消防機能が低下しないよう努めます。
- 消防団経験者や個人の能力、事情に応じて特定の活動のみに参加する機能別団員制度の導入を推進します。



②防火・防災意識の普及、啓発

- 防火・防災意識の向上を図る啓発活動を推進します。
- 各地区における助け合いの取り組みとして行政区による自主防災組織の編成を促進するなど、自助・共助機能の向上を図ります。

③治山・治水事業の促進

- 県と協力して治山・治水上の危険箇所の点検パトロールを行い、危険箇所の把握と災害の防止に努めます。
- 治山事業や治水事業を推進し、森林の保全や地すべり、急傾斜地の崩落防止等に努めます。

④河川改修事業の促進

- 自然環境に配慮した河川改修や砂防事業の促進により、土砂災害などの抑止を図り、安全なまちづくりに努めます。



(3) 交通安全対策の推進

①安全に配慮した道路づくりの推進

- 通学路や交通事故多発区間を中心に歩道の整備を

進めるなど、安全に配慮した道路改良を図ります。
 ○夜間の安全対策として通学路等の道路照明灯や防犯灯の整備を進めます。

②交通安全意識の向上

- 交通安全推進団体の育成と活動強化を図ります。
- ドライバーへの交通ルール遵守や季節に適したタイヤの使用等、交通事故予防の意識付けを促進します。
- 高齢者に対して、加害者や被害者とならないよう、交通安全教育の普及に努めます。
- 休日に増加するオートバイライダーに対しては、警察と連携した交通ルールの徹底とマナーアップの協力を呼びかけます。

（４）防犯対策の推進

①防犯体制の整備

- 多様化した犯罪行為を未然に防ぐため、また、被害を最小限に止めるため、地域のネットワークを活用した防犯体制の強化や防犯推進団体の育成を推進します。
- 警察や各種団体との連携を強化し、高齢者等を対象とした啓発活動を実施するなど、町民と一体となった犯罪のないまちづくりを推進します。

②野生動物の人的被害の予防

- 野生動物による人的被害を防ぐためにも、生態系との調和を図りつつ、警戒体制の強化と有害鳥獣駆除の実施など、事故等の防止に努めます。

指 標

■自主防災組織率の指標

区 分	基準年度 (2018年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
自主防災組織	15行政区 (1,012世帯)		20行政区 (1,500世帯)

(資料：総務課調)

■交通安全施設整備の指標

区 分	基準年度 (道路照明等：2018年度) (防犯灯：2017年度)	⇒	目標年度 (2023年度)
道路照明灯	168灯 (LED化8灯)		175灯 (LED化40灯)
防 犯 灯	LED化 1,112灯		LED化 1,210灯

(資料：建設課、住民課調)

まちづくりを支える行財政の基盤づくり

- 人口減少に伴い、基礎的税収が減少するため、現行の事業や公共施設、インフラを維持していけば、財政は破綻する恐れがあります。
 - 少ない財源で地域住民の幅広いニーズに対応するためには、住民自らが地域の諸課題を解決する活動（自治力）に対して、行政が積極的な財政支援を行うことが求められます。
 - 財政の健全性を保つため、今後 10 年間の財政予測（財政シュミレーション）の改善に努めます。
 - 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化に努めます。
- 行財政改革においては下記の3つの視点で推進していきます。

- ① 事務事業の聖域なき改廃
都市計画の見直し
他会計繰出金の適正化 など
- ② 広域行政の推進
ちちぶ定住自立圏による 1 市 4 町の連携強化
秩父広域市町村圏組合による業務の効率化 など
- ③ 民間活力の導入
包括連携協定による事業の推進
収益事業の民営化 など

- 行政職員の業務にあたっての心構えとして、次の3つのSを心がけます。

- ① Speed 迅速に
- ② Smile にこやかに
- ③ Slim 効率よく

■一般会計における今後10年間の財政予測

歳入

単位:百万円

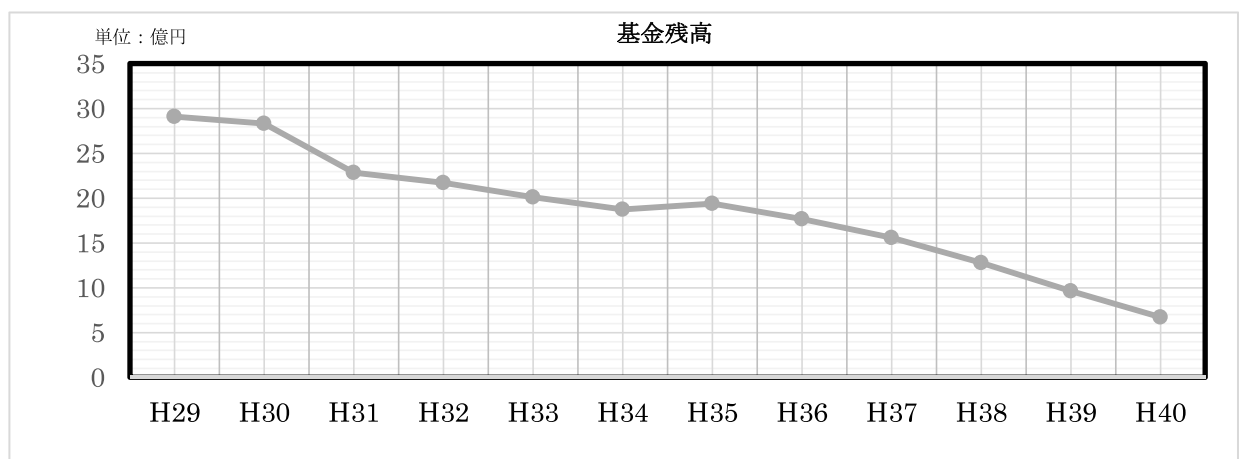
区 分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
地方税	1,327	1,286	1,262	1,233	1,191	1,180	1,168	1,133	1,122	1,112	1,079	1,069
地方交付税	2,860	2,630	2,620	2,736	2,739	2,745	2,731	2,768	2,757	2,776	2,770	2,727
国庫支出金	457	404	388	340	331	320	311	302	293	287	281	261
県支出金	346	457	359	336	330	323	317	311	306	304	301	290
繰入金	42	430	587	109	164	132	150	170	209	278	316	294
繰越金	525	200	200	13	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	914	1,043	1,011	908	1,092	1,143	869	671	660	580	580	580
その他	704	722	698	777	748	747	748	746	747	720	720	720
歳入合計	7,175	7,172	7,125	6,452	6,595	6,590	6,294	6,101	6,094	6,057	6,047	5,941

歳出

単位:百万円

区 分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
人件費	1,204	1,290	1,288	1,086	1,093	1,051	1,075	1,070	1,080	1,104	1,106	1,058
物件費	1,313	1,663	1,612	1,325	1,328	1,330	1,332	1,334	1,336	1,338	1,340	1,342
扶助費	702	596	590	602	581	560	539	518	497	484	470	427
公債費	678	731	791	820	795	825	835	899	915	949	952	925
普通建設事業費	446	459	940	827	1,033	1,083	585	587	576	496	496	510
その他	2,417	2,433	1,904	1,792	1,765	1,741	1,928	1,693	1,690	1,686	1,683	1,679
歳出合計	6,760	7,172	7,125	6,452	6,595	6,590	6,294	6,101	6,094	6,057	6,047	5,941

歳入－歳出	415	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



財政予測の用語説明

歳入

地方税：町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などです。

町民税は、生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みです。

地方交付税：ほぼ横ばいで推移していますが、借入の返済に充てるための交付税措置分が増加しているため、一般的に使える財源としては減少しています。

国庫支出金・県支出金：人口減少に伴い、扶助費として国・県が負担する分が減少傾向にあると見込んでいます。

繰入金：財源不足に対応する貯金を取り崩し繰入れています。毎年不足分を補填しているため、年々残高が減少していく見込みです。

繰越金：計画の収支はゼロとなるようシュミレーションしているため、繰越金はありません。

地方債：道路など公共インフラや施設整備、修繕の財源として過疎対策事業債等の発行を見込んでいます。

その他：国や県からの譲与金や交付金、町の使用料及び手数料、分担金・負担金、事業収入などです。

歳出

人件費：退職者数の増加により年々減少していきませんが、H37年度から年齢構成の変化により微増します。

物件費：需用費、委託料、使用料及び賃借料、賃金などですが微増していく見込みです。

扶助費：児童手当費や障害者に対する医療費給付などですが、人口減少に伴い減少していく見込みです。

公債費：地方債の借入に対する元金と利息の返済費用です。教育施設や町道整備などへ活用した合併特例事業などの返済額が多くなってきています。

普通建設事業費：庁舎の整備、老朽化した施設の改修、町道の整備、消防車両の更新などの事業を見込んでいます。

その他：補助金や繰出金などです。一部事務組合への負担金や特別会計などへの繰出金などですが、減少を見込んでいます。

総括

歳入の根幹である町税及び地方交付税が実質的に減少傾向にあるため、財源として基金の取崩しが必要となることから、基金が減少していく見込みとなっています。そのためシミュレーションで定めた以上の歳出削減が必要となります。

